

使用料の適正化に関する基本的な考え方

1. 目的等

- ・ 市が使用料の額を設定する際に、そのマニュアルとして市内の統一的なルールを定めることを目的として定めます。
- ・ 方針の中で、利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるといふ適正な「受益者負担」と「公費負担」の割合について考え方を定めます。

2. 使用料の算定及び見直しに関する実施方針

- ① 各施設において、統一的な計算方式により管理原価を算出する。
- ② 行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と公費負担の割合を明確にする。
- ③ 急激な市民負担の増加防止や近隣自治体との均衡を考慮し、緩和措置を講じる。
- ④ 減免制度の標準化、適正化を行う。
- ⑤ 定期的に料金の見直しを実施する。

① 管理原価の算出

管理原価（＝施設運営コスト）は、減価償却費を含めて算出します。

（他自治体においては、公共施設を「住民の福祉を増進する目的」をもって設置したものとして、減価償却費を管理原価に含めない事例もあります。）

原価に算定する経費

- ・ 人件費
- ・ 物件費（賃金、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費 など）
- ・ 減価償却費

※ 過去3年間の平均とする。

原価に算定しない経費

- ・ 用地取得費
（土地は、原則として経年により価値が減少しない資産（非減価償却資産）であるため。）

② 施設の性質別分類

負担の公平性、公正性を確保するため、公的必要性と収益性可能性の視点から施設を分類し、管理原価に対する税金（公費負担）と使用料（受益者負担）の割合を設定します。

高 ↑ 公的必要性 ↓ 低	公費負担 50% 受益者負担 50%	公費負担 75% 受益者負担 25% ・ 埋没林博物館	公費負担 100% 受益者負担 0% ・ 図書館 ・ 歴史民俗博物館
	公費負担 25% 受益者負担 75% ・ 温水プール ・ 水族博物館	公費負担 50% 受益者負担 50% ・ 体育施設 ・ 市民会館 ・ 公民館	公費負担 75% 受益者負担 25% ・ 福祉センター ・ 児童センター
	公費負担 0% 受益者負担 100% ・ トレーニング ルーム	公費負担 25% 受益者負担 75%	公費負担 50% 受益者負担 50%
	高 ←	収益可能性	→ 低

③ 緩和措置

使用料の見直しにより、現行の使用料を大幅に上回る場合、市民生活への影響が懸念されます。

これを避けるため、料金の改定に当たっては、原則現行の使用料の3倍を超えない範囲とし、定期的な見直しにより適正な負担額に近づけるものとします。

④ 減免制度の標準化、適正化

従来の使用料減額・免除の基準については、公益性・公平性の観点から検討作業を進めます。

併せて、減免制度のあり方についても継続して検討することとします。

⑤ 定期的な料金の見直し

定期的に見直しすることとします。

また、急激な社会情報等の変化があった場合については、その都度見直すこととします。